

令和3年10月22日

社協における新型コロナウイルス感染症対策について
～東京都のリバウンド防止措置期間の解除を受けて

社会福祉法人福生市社会福祉協議会
会 長 板 寺 正 行

東京都の「リバウンド防止措置期間」が令和3年10月24日（以下「期日」という。）をもって解除されることに伴い、東京都並びに福生市の対応を踏まえ、期日後の社協の新型コロナウイルス感染症対策については、次のとおりとする。

1 福祉センター施設の対応について

リバウンド防止措置期間の解除後（令和3年10月25日から）は、通常どおりとする。ただし、感染症対策上その他必要と認めるときは、施設の利用を制限することができる。

※月曜日の閉館時刻は、通常どおり午後5時15分とする。

※老人福祉センターは、入浴関連施設については人数制限を行う。

その他、地下研修室、教養娯楽室、カラオケは利用休止、健康器具の使用は一部休止とする。

2 社協が主催又は共催するイベント等について

「新型コロナウイルスによる感染症に対する社協が主催するイベント等に関する取扱方針」（令和2年2月27日決定）並びに国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。

3 輝き市民サポートセンター・学童クラブ・生活介護事業所れんげ園の対応について

（1）輝き市民サポートセンター

通常どおりの対応とする。ただし、感染症対策上その他必要と認めるときは、施設の利用を制限することができる。

（2）学童クラブ・生活介護事業所れんげ園

感染防止対策を講じたうえで、通常どおりの運営をする。

4 社協業務について

通常どおりの対応とする。

5 社協職員の勤務体制について

(1) 「交代制在宅勤務」及び「時差出勤」の実施

必要に応じ、「交代制在宅勤務」又は「時差出勤」を行うなど、感染拡大防止に努めるものとする。

(2) 感染予防・感染拡大防止環境の維持

職員は、手洗い等の手指衛生、咳エチケット、業務時のマスクの着用はもとより、ソーシャルディスタンスの確保、職場の換気などを励行し、感染予防・感染拡大防止に資する環境を維持するものとする。

6 福祉センター内等の対応について

(1) 会議等について

福祉センター内部における会議等（審議会等を含む。）については、感染拡大防止措置を講じ、通常どおりの対応とする。ただし、必要と認めるときは、オンライン、書面開催等により会議等を行うことができる。

(2) 出張等について

感染症対策を講じ、行動するものとする。

7 その他

(1) 感染者が社協に発生した場合の対応について

今後、社協に関係する者が感染した場合において、濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

(2) 柔軟かつ速やかな対応

市民の健康の確保、感染予防及び感染拡大防止を第一に、今後の国、東京都、福生市等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、柔軟かつ速やかに、支援施策その他の社協の対策について、必要な措置を講じるものとする。